

# 令和4年 第1回 本別町議会臨時会会議録

自 令和4年 1月28日 至 令和4年 1月28日

本別町議会

# 令和4年本別町議会第1回臨時会会議録

令和4年1月28日(金曜日) 午前10時00分開会

### 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回)につ

いて

日程第 6 議案第 2号 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第

5回) について

日程第 7 議案第 3号 令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算

(第6回) について

# 〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回)につ

いて

日程第 6 議案第 2号 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第

5回) について

日程第 7 議案第 3号 令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算

(第6回) について

## 〇出席議員(12名)

計	義	長	12番	高	橋	利	勝	副議長	11番	藤	田	直	美	
			1番	水	谷	令	子		2番	柏	崎	秀	行	
			3番	梅	村	智	秀		4番	石	山	憲	司	
			5番	篠	原	義	彦		6番	大	住	啓	_	
			7番	Щ	西	=	三夫		8番	黒	Щ	久	男	
			9番	方	Ш		郎		10番	冏	保	静	夫	

# 〇欠席議員 (0名)

# ○説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐々木 基 裕 会計管理者藤野 幸 和 農林課長篠原順 彦 住 民 課 長 倉 崎 景 老人ホーム所長 前 佛 清 治 教 育 長高橋哲 也 社会教育課長千代孝徳

副 町 長 村 本 信 幸 総務課長三 묘 哉 正 保健福祉課長長 屋 和 幸 企画振興課長小 川 芳 幸 総務課主査石 川雅康 教 育 次 長 阿 部 幸 秀 代表監查委員畑山一洋

# 〇職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之 総 務 担 当 主 査 越 後

忠

#### ◎開会宣告

○議長(高橋利勝) ただいまから、令和4年第1回本別町議会臨時会を開会します。

## ◎開議宣告

○議長(高橋利勝) これから、本日の会議を開きます。

# ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋利勝) 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、大住啓一議員、篠原義彦議員及び柏崎秀行議員を指名します。

#### ◎日程第2 会期決定の件

○議長(高橋利勝) 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

# ◎日程第3 諸般の報告

○議長(高橋利勝) 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第1号専決処分報告。令和3年度本別町一般会計補正予算(第16回)について報告を求めます。

三品総務課長。

〇総務課長(三品正哉) 報告第1号専決処分報告。

令和3年度本別町一般会計補正予算(第16回)について、地方自治法第180条第 1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。 予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ73億8,682万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入でありますが、17款1項1目寄付金、4節教育費寄付金20万円の増額補正は、図書購入費として、本別町〇〇〇にお住まいの〇〇〇様からの指定寄付でございます。

下段の2、歳出でありますが、10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、17 節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向によりまして図書館館内図書を購入 するものであります。

以上、簡単ではありますが、専決処分報告とさせていただきます。

○議長(高橋利勝) これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和3年度定期監査の結果報告の提出がありました。その写しを お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和3年11月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

## ◎日程第4 行政報告

○議長(高橋利勝) 日程第4 行政報告を行ないます。 佐々木町長、御登壇ください。

○町長(佐々木基裕)[登壇] 常勤医師の退職について報告いたします。

令和3年1月から、内科で診療いただいておりました高橋佳史医師から、一身上の都合により、3月31日付けで退職したい旨の申出があり、慰留に努めたものの本人の決意は固く、やむなく申出を受理したところであります。

この結果、4月以降の常勤医師体制を鑑み、本年度末で定年を迎えます一条院長につきまして、本人とも相談をし、本別町職員の定年等に関する条例の規定に基づき、定年を延長し引き続き勤務いただくことを御了解いただいたところです。

なお、4月からの診療体制につきましては、常勤医2名体制となり大変厳しい状況となりますが、北海道地域医療振興財団からの診療支援等を活用しながら診療提供体制を可能な限り維持をし、患者様への影響をできる限り小さくするよう努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

また、今後の医師確保につきましては、大変厳しい環境にありますが、引き続きさまざまな手段を活用しながら、全力で確保対策を進めてまいりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上、本別町議会第1回臨時会行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第1号令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

〇総務課長(三品正哉) 議案第1号令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回) について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国によります住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、新型 コロナウイルス感染症に対応するための事業の追加が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,336万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,018万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明をいたします。 6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等6 5万9,000円の増額補正は、国が実施します住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る職員の時間外勤務手当を計上するものであります。

中段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節報酬から8節旅費まで147万7,000円、10節需用費、消耗品費中150万3,000円、印刷製本費中15万3,000円、11節役務費郵便料33万7,000円、口座振替振込手数料28万6,000円、折込手数料中3万6,000円、12節委託料から18節負担金補助及び交付金まで1億2,152万8,000円の増額補正は、国が実施いたします住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る経費を計上するもので、対象世帯は市町村民税非課税世帯を1,143世帯、家計急変世帯を57世帯、合計1,200世帯を予定しております。

戻りまして、10節需用費、消耗品費中5,000円、印刷製本費中19万8,000円、11節役務費、折込手数料中1万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金により、ひきこもり世帯支援体制構築加速化事業に要する経費を計上するものであります。

1目社会福祉総務費、一番下の27節繰出金9,000円の増額補正は、町外の病院に 入院している方のインフルエンザワクチン接種に係る償還払い分について、国民健康保 険特別会計に繰り出すものであります。

下段の3款民生費、2項老人福祉費、2目介護保険費88万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症予防のため必要な消耗品を追加で購入するため、介護サービス事業特別会計に繰り出すものであります。

8ページ、9ページをお開きください。

上段の4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、12節委託料、予防接種技術委託料33万1,000円の増額補正は、アメニティ本別に入所及び従事している方に対する、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種についてアメニティ本別に委託するものであります。

2段目の4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、10節需用費、車両修繕料11

2万5,000円の増額補正は、ごみ収集車4トン平ボディのセミオートマチックトランスミッションの故障に伴う修繕料であります。

3段目の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、7節報償費115万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症により消費の落ち込んでいる豆の消費拡大を図るため、町内のこども園、保育所、小中学校、高校、農大の児童・生徒及び教職員に対しまして、卒業、修了の記念品としてキレイマメ製品を贈呈するものであります。

その下、4目畜産業費、7節報償費から11節役務費まで804万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症により消費の落ち込んでいる牛乳、乳製品の消費拡大を図るとともに、町民生活支援として、全世帯に牛乳贈答券2,000円を配布するもので、牛乳贈答券に係る費用につきまして、JA本別町と町が負担するものであります。

4段目の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症予防資材購入支援事業補助金425万円の増額補正は、新北海道スタイルを実践し、感染対策に取り組みます町内の小売店等、中小事業者の感染症予防に資する資材購入に対し支援をするものであります。

一番下段の10款教育費、5項保健体育費、2目スポーツ振興費、18節負担金補助及び交付金16万円の増額補正は、児童・生徒の全道、全国大会への出場見込みによるものであります。

その下、3目学校給食費、10節需用費、学校給食賄い材料費121万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、価格が上昇しております給食食材の購入費について補填をするものであります。

以上で歳出を終わりまして、4ページ、5ページをお開きください。

上段の10款1項1目1節地方交付税1,495万3,000円の増額補正は、歳入歳 出の差額分を計上するものであります。

2段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金33万1,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたアメニティ本別に対する、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に要する委託料の負担金であります。

3段目の2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金中、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金及び事業費補助金1億2,597万9,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に対する事務費及び事業費の補助で、補助率は10分の10となっております。

その下、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金14万8,000円の 増額補正は、歳出で説明いたしました、ひきこもり支援体制構築加速化事業に対する補 助で、補助率は4分の3となっております。

一番下段の20款諸収入、4項1目雑入、5節学校給食費32万3,000円の増額補 正は執行見込みによります調整、その下、7節雑入中、地域産品消費推進事業負担金1 76万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、牛乳贈答券に係る費用につ いて、JA本別町に御負担をいただく分でございます。

以上で歳入を終わらせていただき、3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業49万5,000円、3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業716万4,000円は、実施期間が年度をまたぐ事業であることから、翌年度に繰り越すものでございます。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回)の提案説明に代えさせていた だきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、繰越明許費一括とします。

ございませんか。

柏崎議員。

**〇2番(柏崎秀行)** 2点お伺いいたします。

9ページになります、6款7節報償費、牛乳券を2,000分を全世帯にということの 説明がありました。こちらの配布方法、時期をお知らせください。

続きまして7款商工業振興費、新型コロナウイルス感染症予防資材購入支援事業、こちらの詳細をお知らせください。以上です。

- 〇議長(高橋利勝) 篠原農林課長。
- ○農林課長(篠原順彦) お答えいたします。

報償費奨励金の牛乳贈答券、こちらの方ですね、現在のところですが3月の初旬頃を めどに郵送にて配布予定をしております。以上です。

- 〇議長(高橋利勝) 小川企画振興課長。
- ○企画振興課長(小川芳幸) 商工費の補助金の部分でつきますが、本町の商工事業者のうち小売業や飲食、生活関連サービス業などを営む事業者に対し感染防止対策に取り組む経費の一部について助成を行なうために、商工会に対して補助を行なう内容となっております。基本的に対面によるサービスの提供に供するための店舗、または事業所内における接客のための専用場所を有する事業者を原則対象といたしまして、対象店舗ごとの助成を予定しているところでございます。同様の支援を昨年の2月にも実施をしておりますが、そのときの対象業種から一部業種を拡大を予定しております。これまで小売業、一般旅客自動車運送業、あるいは宿泊飲食店、洗濯理容美容業が対象としておりましたが、今回冠婚葬祭の生活関連サービス業ですとか、娯楽業、また法律会計事務所などの専門サービス業、また整体やあんまなどの療術業、学習塾などの教育学習支援業なども対象拡大いたしまして、今回135店舗、1店舗当たり3万円、助成費の合計といたしましては405万円、商工会の事務費20万円ということで425万円の計上としている内容となっております。以上です。
- 〇議長(高橋利勝) 柏崎議員。
- ○2番(柏崎秀行) 2点目の商工業費について確認させていただきます。

支援を受けるのは事業所、事業者どちらでしょうか。考え方的には。

- 〇議長(高橋利勝) 小川企画振興課長。
- **○企画振興課長(小川芳幸)** 給付先については事業者ということになりますが、同一事業者で対象の店舗、複数店舗を有する場合については、店舗ごとにカウントするということで予定しております。
- ○議長(高橋利勝) ほかにございませんか。 梅村議員。
- ○3番(梅村智秀) それでは歳出8ページ、9ページお伺いいたします。

4款の衛生費、12節の委託料でございます。こちら33万1,000円、御説明ではアメニティ本別への入所者、従事者に対する3回目のワクチン接種についての業務委託をする費用だということでございましたが、こちら業務委託をした上でそのワクチン接種に関するいわゆるその責任の所在というものはどのようになっていくのか、お伺いをいたします。と言いますのも、例えば副反応が出た場合とかですね、そういったこともございますし、そういったところに対しての責任の所在というものについてはどのようになるのかという点をお伺いいたします。

2点目でございます。同様に4款の清掃費うち、10節の需用費でございます。修繕料として112万5,000円の計上がございます。こちら対象となる車両のいわゆる諸元、車名、年式、型式、走行距離をお伺いいたします。また、こちら町が委託事業者に対して貸与してる車両かなというふうに察するところでございますが、この費用を町が負担すべき根拠となる契約内容等について詳細お伺いをいたします。

続きまして6款4目の畜産業費、7節報償費でございます奨励金として地域産品消費推進事業、牛乳ということで707万2,000円の計上がございます。こちらJAとの連携でJAからも176万8,000円の負担金をいただくというところの御説明をいただいたところでございますが、そもそもこの事業に関してどのような協議、どちらが主体となって、主導と言いますか、この提案に至ったのか、その経緯についてお伺いいたします。管内の他町村においても同様の事業がなされているのかなというところからお伺いをするところでございます。

続きまして7款の商工費でございます。18節の補助金425万円の計上がございます。内容等については理解をしたところでございますが、こちら昨年度も同様の事業を行なっており、その対象を広げたというところの御説明でございましたが、こちら想定されるような資材というものについてはこれまでと同様のものなのか、その辺について、想定されるものについて具体的にお伺いをいたします。

続きまして10款教育費でございます。3目の学校給食費でございます。10節需用費、賄材料費として学校給食121万円の計上がございますが、こちら当然昨今の価格上昇、生活品ないし食品の価格上昇というものを反映しての御提案だっていうことの御説明でございましたが、主にどのような食材等を想定されて、いわゆる積算の根拠ですね、どのようなものがどの程度高騰してっていうところの内容がわかるように御答弁を求めるものでございます。以上です。

- 〇議長(高橋利勝) 長屋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(長屋和幸)** 梅村議員のワクチン接種の3回目、アメニティ本別への 委託料の御質問について答弁させていただきます。

責任の所在はということの御質問でありましたが、実施いただきますのはアメニティ本別の医者、そして看護師で実施をしていただきます。そういった部分では、アメニティ本別のスタッフの中で実施をしていただく形になりますので、まずはそちらの方の医師の責任の下、実施していただくという形になっております。以上であります。

- 〇議長(高橋利勝) 倉崎住民課長。
- 〇住民課長(倉崎景一) お答えをいたします。

車両の諸元でございますけれども、中型トラックの平ボディで初年度登録が14年3月、走行距離が25万5,453キロ、車両総重量が7,965キログラム、最大積載量が3トンでございます。契約書の中で、修繕の項目で収集車両の故障、修理整備に伴う費用は全て乙の負担とする、なお貸付車両の構造的な故障等の場合は甲乙協議するというふうになっているため、今回の修繕にあたっては部品については町が負担しますけれども、取替費用については収集業者が負担するということになっております。

- 〇議長(高橋利勝) 篠原農林課長。
- 〇農林課長(篠原順彦) お答えいたします。

JAと町とどちらからというお話だったと思います。この牛乳の問題につきましては 以前から出てる部分もございますので、目的といたしましては3月下旬からの春休み、 また4月下旬からの大型連休等でまた生乳がだぶつくようなことも見込まれますので、 ここにつきましては町長と組合長でお互いにお話をしていただきまして今回の取組となっております。以上です。

- 〇議長(高橋利勝) 小川企画振興課長。
- **○企画振興課長(小川芳幸)** 商工費の補助金の部分でございますが、購入資材の内容ということで、一般的には消毒液ですとかマスク、遮蔽板、ビニールなどを想定をしておりますが、今回の事業の内容につきましては、感染対策に係る使途の限定と購入の際の領収証等の提出は求めずに一律の支給ということで予定しているところでございます。以上です。
- 〇議長(高橋利勝) 阿部教育次長。
- 〇教育次長(阿部秀幸) 賄材料費に関わります内容でございます。

主に野菜、肉類となってございますけれども、商品的に申しますと野菜であれば白菜、 特に本州物が変動が激しくかなり上がっております。肉類でありますと豚肉並びに鶏肉 というのが主なものになってございます。以上です。

- 〇議長(高橋利勝) 梅村議員。
- ○3番(梅村智秀) それでは再質疑を行ないます。

2点目にお伺いした点でございます。4款衛生費の10節需用費、車両の修繕料についてでございます。お伺いした中で答弁漏れがございました、車名と型式をお伺いしてございます。あと御答弁の中で契約書の中ででございますが、構造体については甲乙協

議、町と受託業者での協議というところでございますが、この構造体の定義というのはどのように捉えていらっしゃるのか。一般的に構造体というとシャシやフレームの部分かなというふうに思うんですが、ここにはエンジンとかミッションというものも含まれた上での構造体という部分の解釈となっているのか、その辺契約内容がどのようになっているのか改めてお伺いをいたします。また、御答弁の中で部品については町が負担で、いわゆる取替工賃等については事業者のほうで負担というような御答弁だったと思いますが、ではこのほかに112万5,000円の計上がございますが、そのほかに事業者が負担すべき工賃っていうものを別途あるというふうに解釈したところでございますけれども、これ年式から察すると平成14年式で走行距離も25万5,000キロを超えていると、これ一般的に考えると経済的全損となる価格になるのではないのかなというふうなところでございますが、その辺の御判断等はどのようになされていらっしゃるのか、御提案に至る経緯としてお伺いをいたします。

4点目にお伺いした点でございます。商工費の18節負担金補助及び交付金でございます。こちら事業者に一律支給ということでございました。領収証の提示等も求めないということでございましたので、であるならばいわゆるこの支給された金額については特別資機材の購入をしなかったり、ましてや未使用額が発生したとしてもそれは事業者にそのまま委ねると、返還義務等もないという理解でよろしいのかお伺いをいたします。以上です。

- 〇議長(高橋利勝) 倉崎住民課長。
- **○住民課長(倉崎景一)** ちょっとお答えする前に型式というのは車検証に載っている型式でよろしいんでしょうか。車名がですね、いすゞフォワード、型式がKK-FRR35L4Sで、構造的な故障というのは走行に支障をきたす、つまり走れなくなるような部分が故障した場合は甲乙協議の上、経費の負担の協議をするということになっております。同等の車両を購入することも検討いたしましたけれども、この修繕の倍程度かかるという見積もりをいただいておりますし、その車購入したすぐ壊れたということでは話になりませんので、今回については修理を選択させていただきました。
- ○議長(高橋利勝) 暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 3 3 分 休憩 午前 1 0 時 3 3 分 再開

- ○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。 倉崎住民課長。
- **○住民課長(倉崎景一)** 今回の修理につきましては、ミッションを取替えるわけですがミッションについては町が負担をします。脱着、交換それから各種テスト、それについては業者負担というふうになっております。
- 〇議長(高橋利勝) 小川企画振興課長。
- **○企画振興課長(小川芳幸)** 商工費の補助金の部分でございますが、今回のコロナの 感染拡大状況も踏まえまして、各店舗でやはりしっかりと感染対策を行なっていただく ということが重要ということが一番と思いますので、お見込みのとおり返還等の予定は

考えておりません。以上です。

- 〇議長(高橋利勝) 梅村議員。
- **○3番(梅村智秀)** 4款の衛生費、塵芥処理費について、車両の修繕料ですね、こちらについて改めてお伺いをいたします。

ただいま御答弁いただいた中で、いわゆる構造的な損傷についての御判断として走行に支障が出るというようなところでございましたが、そちらは契約書に明記はされているのかどうか。この走行に支障が出るというと、例えば一般的消耗品というふうに解されるVベルト、ファンベルトとかベルトが切れただけでも車は動きませんし、消耗品であるブレーキパットが損傷して残りのミリ数がなくなってしまっても走れなくなると。その構造体というものについて契約書については明記はされていらっしゃるのでしょうか。御答弁では走行に支障が出るということでございましたが。もう少し言うとライトの球が切れただけでも法的には走行してはいけないものですし、その辺について解釈、町が税金をもって負担すべきところと事業者が委託費の中で賄わなければいけないもの、御答弁の中からは原則としては事業者が負担をしていくものというふうになっているのが契約書の部分なのかなと私は理解してございますので、税金をもって負担をすべきところとして、どのような内容が契約書に明記されていらっしゃるのかお伺いをいたします。

あと改めての再答弁でもございました部品について、いわゆるセミオートマミッションの部品代については町が負担をすると、その他いわゆる工賃等については事業者が負担するというところでございましたので、この車両の修理を完了するためにはここに御提案のある112万5,000円以上の金額がかかるということでよろしいんですよね。その事業者が負担すべき金額っていうのはおいくらになって、修理の総額がおいくらになるんでしょうか。改めてお伺いをいたします。

○議長(高橋利勝) 暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 3 6 分 休憩 午前 1 0 時 5 5 分 再開

- ○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。 倉崎住民課長。
- **〇住民課長(倉崎景一)** お答えをいたします。

まず1点目、委託業者が負担する金額ですけども10万980円。

2点目ですが、構造的な故障等の場合の町の考え方ですけども、走行に支障をきたす ものの修理のうち、委託業者に大きな負担を強いるような金額のものについては町が負 担すべきであると考えております。以上です。

- ○議長(高橋利勝) ほかにございませんか。
  阿保議員。
- 〇10番(阿保静夫) 7ページの社会福祉総務費中18節の負担金補助及び交付金の中で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ということで、住民税非課税世帯というのは当然書類上で明確になっているかと思うんですけども、国の臨時特別交付金の

支給の説明の内容によりますと、非課税世帯に相当する収入の減少のあった世帯というようなことで、いわゆるやっぱコロナの影響で収入が減った世帯に対しても同様の扱いをして、ただそのことについては申請方法や必要書類などの詳細は、市区町村から発表される情報を御確認くださいっていうことで、インターネットで業者っちゅうか対象者に呼び掛けているという中身なんですけども、これについては非課税世帯というのは割と役場としては明確にわかる状況かと思うんですけども、収入減少の部分、非課税世帯と同様の状況になった世帯というのをどういうふうに知らせていくのか、申請していただくのか。申請が基準ということになっているようなので、このことも周知もしながら申請もしてもらわなきゃならないというような中身なのかなというふうに思うんですけども、その辺の事務的な流れというのはどういうふうになるのか伺いたいと思います。

- 〇議長(高橋利勝) 長屋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(長屋和幸)** 阿保議員の定額給付金の家計急変世帯への周知方法、事務についての御質問について答弁させていただきます。

まず周知についてですが、今月号の広報折り込みの中にそういった家計急変世帯、今回の非課税の判定につきましては3年度の町道民税の均等割非課税世帯という形になりますので、令和3年1月1日以降に所得変動があった方については、申告をした上でそういった該当になる場合がありますということでのお知らせ。まずは保健福祉課に電話連絡をくださいというような形でまず周知をしております。それでお話をお聞きしまして該当になるというような形になりましたらば、郵送で申請書をお送りするですとか窓口にお越しをいただきながら情報をお聞きして該当するか否かを判断するというような事務の流れになっております。以上であります。

- 〇議長(高橋利勝) 阿保議員。
- **○10番(阿保静夫)** ちょっと繰り返しになりますけども、非課税世帯というのは町のほうで十分情報を持っているという状況なので、これの対応については事務的になんて言うんですか、スムーズにいけるかなというふうに思ってますけども、昨年1年間で収入が減少したということの証明というのは、言葉ではわかりやすいんですけどもそのことを証明するというのは結構至難の業なのかな、例えばそういうことを証明する取引関係の書類とか、そういうものがあるのかないのかということも含めてですね、あるのかなと思うんですけど、その辺の判断っていうのは一定基準的なものがあるんでしょうか。
- 〇議長(高橋利勝) 長屋保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(長屋和幸) 阿保議員の再質問について答弁させていただきます。

基準的には令和3年1月1日以降の所得変動のあった状況、どこかの月の1か月を捉えまして掛ける12か月をします。その中で家族の状況ですとか、そういった状況を鑑みまして本年度の収入に照らし合わせた場合、それが非課税になるのかどうかというのが判断基準になります。非課税になるというような判断になりましたら、給付金の該当というような形になります。以上です。

〇議長(高橋利勝) 阿保議員。

- **〇10番(阿保静夫)** 一昨年になろうかと思いますけども、農業関係が今のような1 2か月のうちの1か月間の収入を前年と比べてというような話だったと思いますけども、 それと同じような考え方ってことですか。
- 〇議長(高橋利勝) 長屋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(長屋和幸)** 申し訳ございませんが、その農業関係の情報については 捉えておりませんので、申し訳ありません。
- ○議長(高橋利勝) ほかにございませんか。 水谷議員。
- **〇1番(水谷令子)** 10款教育費、9ページの18節補助金各種スポーツ大会のところで、先ほどの説明では児童生徒の全国、全道大会行きということがありましたけれども、その出場する児童生徒の内訳を伺います。
- 〇議長(高橋利勝) 千代社会教育課長。
- **〇社会教育課長(千代孝徳)** 水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

想定されているものにつきましては、全国スケート大会、高校生1名、全国の空手道 大会、小学生2名、それから水泳の北海道大会、高校生1名、中学生1名、小学生2名 となっております。

○議長(高橋利勝) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番(梅村智秀)〔登壇〕 それでは、議案第1号令和3年度本別町一般会計補正予算 (第17回)について、反対の立場で討論を行ないます。

4款衛生費、第2項清掃費、2目塵芥処理費、10節需用費におきまして、車両の修繕料として112万5,000円の提案がございました。こちら収集車として町が受託事業者に貸与をしている車両について、修理費122万5,980円のうち、その大半112万5,000円の修繕料を負担する御提案でございます。そもそもは受託事業者がその修繕料を負担することを原則として委託契約を締結されているものでございますが、その受託事業者との契約内容というものは年間約4,500万円前後で5年間に及ぶ委託契約でございます。この御提案の対象車両は平成14年3月式、走行距離を25万5,000年口を超過する車両でございまして、約20年を経過しようとしているものでございます。こちらに対し112万5,000円もの修理費を税金で充てても、果たしてその価値があるのか、この対象車両というものに対してそれだけの修繕費をかける値があるのかというところが疑問でございます。物理的には修理可能であっても、いわゆる時価額を上回ることは明白であります。また、この税金をもって負担をする修繕料でございますが、委託契約の内容についても解釈が曖昧であるというふうに御答弁の中から察するところでございました。よって、こちらの修繕費に対しまして税金をもって安易に

支出することはあってはならず、適切な支払いとは認めることができません。この対象車両、平成14年3月式、走行距離25万5,000キロを超過する4トントラックでございますが、この車を後何年御使用なさるような御認識での御提案なのか甚だ疑問でございます。ここで適切に車両更新等を行ない、さらなる故障等に備え修理費の支出等の可能性を低くし、抑えることにより円滑な収集業務を担えるようにですね、車両の更新等を行なう必要があるというふうに考えるところでございます。

円滑に執行すべき他の予算提案もございますので、速やかに本提案を差し戻し、再提 案を求めるものでございます。

- O議長(高橋利勝) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 大住議員、御登壇ください。
- 〇6番(大住啓一)[登壇] 議案第1号令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回) について、賛成の立場で討論を申し上げます。

現下、第6波と言われているコロナ禍の下、町民生活に直結した補正予算であり、早 急に実施すべき予算内容であることから賛成するものでございます。

議員各位の賛同を得ることをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長(高橋利勝) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(高橋利勝) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 阿保議員。
- ○10番(阿保静夫)[登壇] 原案に賛成の立場から賛成討論を行ないたいと思います。 車体の修繕料については、かなりの年数が経っている車体であるということと、ミッションですからかなり中心的な部品というふうに思いますけれども、先ほど説明があったように購入更新よりも、同程度のものを更新するよりも修繕のほうが有利だと、言い替えますと町民の利益にとってはそちらのほうが有利だという判断だというふうに理解をしたところです。以前ですね、使用20年を超えた芝刈り機の部品を作って取り替えればまだまだ使えるという趣旨のお話をこの場で出されたことがありますけども、それと全く逆の話しになっていると思うんです。常に町民の利益を考えて、更新すべきときは更新、修繕すべきときは修繕という判断を現場の担当者がするということが一番大事なことだというふうに思います。今回については、修繕ということでこの4トン車をさらに使っていくという考え方については私は賛成ですし、ちなみに自分自身はもう20年、30年選手を普通に使っているんですけども、そういうことも考えますと修理で延命できるものであれば有効に使うべきだというふうに思います。

皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで討論を終わります。

これから、議案第1号令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回)についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第1号令和3年度本別町一般会計補正予算(第17回)については、 原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第2号

〇議長(高橋利勝) 日程第6 議案第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補 正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

**○住民課長(倉崎景一)** 議案第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算 (第5回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、町外の医療機関に入院している方がインフルエンザの予防接種を受けたことによる増額であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,532万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出でありますが、6款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、19節扶助費9,000円の増額補正は、町外の医療機関に入院している方がインフルエンザの予防接種を受けたため償還払いを行なうものです。

上段1、歳入でありますが、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金9,00円の増額補正は、健康管理事業分の増加による収支の調整であります。

以上、令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回) については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第3号

**○議長(高橋利勝)** 日程第7 議案第3号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

**〇老人ホーム所長(前佛清治)** 議案第3号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームにおける新型コロナウイルス等による感染予防対策のために必要な経費の増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億7,322万6,000円とするものであります。それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1 款介護サービス事業費、1 項1目施設介護サービス事業費、1 0 節需用費、消耗品費88万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス等感染症予防対策として、プラスチック手袋、消毒液、マスク、ペーパータオル等を購入するものであります。

戻りまして上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金88万2,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、議案第3号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回) の提案説明とさせていただきます。 よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第3号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

# 令和4年1月28日

議 長 高橋利勝

署名議員 大住啓 一

署名議員 篠原 義彦

署名議員 柏 崎 秀 行